

事業計画書

自 平成22年4月 1日
至 平成23年3月31日

財団法人 日本美術刀剣保存協会
東京都渋谷区代々木4丁目10号

平成 22 年 度 事 業 計 画

本協会の寄付行為第 9 条に基づき、平成 22 年度の事業計画を次のとおり作成する。

1 鑑賞研究事業

(1) 本部主催鑑賞研究会

8 月、12 月を除く毎月第 2 土曜日に刀剣・刀装具類の鑑賞研究会を開催し、会員等に鑑賞指導を行い能力の向上を推進する。

(2) 支部主催鑑賞会

支部の要請に基づき、本部所蔵等の刀剣類を貸し出すとともに本部講師による鑑賞指導を行うこと等により、積極的に本部と支部間の連携を図る。

2 講習会及び研修会事業

作刀・研磨・鞘・刀装具等の各技術の保存向上を図ることを目的に、各種の美術刀剣製作技術保存研修会を次のとおり実施する。

(1) 刀職技能訓練講習会を 6 月下旬に 3 日間、備前長船刀剣博物館において実施する。

講師は各刀職の無鑑査クラスとし、講習生は原則として刀職についている者、又は刀職を目指す者とする。

(2) 第 43 回刀剣研磨・外装技術研修会を 8 月下旬、刀剣博物館において実施する。

講師は各刀職の無鑑査クラスとし、特別研修生・研修生・聴講生は原則として刀職についている者、又は刀職を目指す者とする。

(3) 第 28 回作刀技術実地研修会を 9 月下旬、島根県仁多郡奥出雲町の「日刀保たたら鍛錬道場」において実施する。

講師は刀職の無鑑査クラスとし、特別研修生・研修生・聴講生は原則として刀職についている者、又は修行中の者とする。

3 審査公開事業

(1) 8 月と 9 月を除き、毎月保存刀剣及び特別保存刀剣等の審査を実施する。刀剣と刀装・刀装具の審査は、隔月に実施する。

- (2) 第21回特別重要刀剣等審査の受付を4月5日から7日にかけて行い、申請物件の審査・指定の結果に基づき、その台帳及び図譜を作成する。
また、新たに指定されたものを「第21回特別重要刀剣等新指定展」として、5月11日より6月6日の間、刀剣博物館において公開展示する。
- (3) 第56回重要刀剣等審査の受付を9月1日から3日にかけて行い、申請物件の審査・指定の結果に基づき、その台帳及び図譜を作成する。
また、新たに指定されたものを「第56回重要刀剣等新指定展」として、10月26日より12月5日の間、刀剣博物館において公開展示する。
- (4) 新作刀並びに彫金・刀身彫の各技術の振興のために、平成22年新作名刀展の出品作を公募し、4月14日から16日の3日間受付して、作品を審査し、入賞・入選を決定する。
表彰は6月8日に行い、刀剣博物館において6月8日より6月27日の間公開展示する。
また、山形会場（鶴岡市・致道博物館）においても、7月3日より7月22日の間公開展示する。
- (5) 刀剣研磨技術・外装技術の向上と奨励を図るため、第63回刀剣研磨・外装技術発表会の出品作を11月中旬締め切りにて公募し、作品を審査し、入賞・入選を決定する。
表彰は12月初旬に行い、刀剣博物館において12月7日より12月19日の間公開展示する。

4 伝位に関する事業

各支部より申請された伝位の申請者の審議を5月に実施し、審査の結果、適格者に伝位の授与を行う。

5 刀剣博物館事業

- (1) 我が国の文化の普及と文化財の保護に寄与するため、刀剣博物館において刀剣類の平常展示及び特別展示を行う。
- (2) 刀剣博物館の管理・運営及び刀剣類の保存を行う。
- (3) 刀剣博物館の運営基金並びに刀剣類の寄贈受け入れを行う。

6 会誌「刀剣美術」の発行事業

会誌「刀剣美術」を毎月発行し、各種研究の成果発表と刀剣・刀装具等の美術的・学問的な研究鑑賞の普及に努める。

7 資料の整備及び活用事業

- (1) 刀剣・刀装具等に関する文献及び参考資料の収集につとめ、研究者の知識の向上及び利便を図る。

(2) 資料室を整備し、会員の利用に提供する。

8 寄託事業

刀剣、刀装、刀装具及び、甲冑、武具、文献等の寄託に応じる。

9 たたら事業

(1) 選定保存事業の製造技術の後継者養成のための講習会を1月下旬に開催する。

また、刀剣製作に必要な玉鋼の製造を1月中旬より2月初旬に行う。

(2) 製造した玉鋼を5月下旬より刀匠に分与し、その使用を指導する。

(3) 玉鋼の品質研究備蓄を図る。

10 刀剣類の修理事業

刀剣類の保存上必要な鍛錬、研磨及び刀装具の修理についての相談に応じる。

11 関係機関等との連携

外部の文化団体、協会直属の「伝統技術保存部会」等との連携を図り、広く日本美術刀剣文化の保存と発展に寄与する。

12 神宮式年遷宮に係る事業

第62回神宮式年遷宮（平成25年秋）に係る直刀及び鉾については、平成21年度に納入した。平成22年度は拵の制作に引き続き協力する。

13 その他の事業

(1) 都道府県における刀剣登録業務の遂行に協力する。

(2) 関係法令の周知徹底を図る。

(3) 積極的に会員の拡大に努める。

(4) 公益財団法人への移行認定申請に向けた準備作業を継続する。

(5) 本部と支部の積極的な連携強化を図る。

(6) 刀剣博物館の施設整備等について検討する。

(7) 海外における日本美術刀剣の普及・広報活動を推進する。

(8) その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

以上